

文 書 番 号	改訂 番号	規 程・要 領			Page 1/6
CSR-A-001	—	倫理・コンプライアンス運用管理規程			
制定日	2008年5月1日	承認	確認	作成	
最新改訂日	2016年6月30日				
管理番号		非管理			

1. 目 的

この規程は、ヤマウチグループ(ヤマウチ株式会社及び、海外現地法人)のCSR行動規範の公正な事業慣行における倫理・コンプライアンス関係の統制方針、体制、手順などを定めることとCSR管理運用を定めることを目的とする。

2. 定 義

- (1)コンプライアンスとは、法令、条例、規則、規格、業界自主規程など、明確に文書化された社会ルールの順守をいう。
- (2)倫理とは、コンプライアンスの水準を上回って、自主的に定める経営理念の自己規律をいう。
- (3)対象組織とは、ヤマウチ株式会社、及びヤマウチ株式会社の海外現地法人をいう。

3. 適用範囲

- (1)この規程は、ヤマウチグループ(ヤマウチ株式会社及び、海外現地法人)に適用する。

4. 倫理・コンプライアンス活動の目的

ヤマウチグループは、対象組織に就業するすべての人々の法的安全を守るとともに、社会的責任を追及する企業統治の確立を目的として、倫理・コンプライアンスの徹底をはかる。

5. 行動指針

- (1) 対象組織における倫理・コンプライアンスの行動指針は、「ヤマウチグループのCSR行動規範」に記載されている行動指針であり、次の項目をいう。
 - ① 倫理やコンプライアンスに照らして問題のある活動には関与しない。
 - ② 違反、逸脱、過失などを率直に認め、すみやかに是正処置と再発防止処置を講じる。
 - ③ 組織における役割、責任、権限ならびに情報の伝達経路を明らかにする。
 - ④ すべての役員および従業員に対して教育・研修を実施する。
 - ⑤ ヤマウチグループの「CSR 憲章」と「行動指針」にもとづき、ヤマウチグループの役員および従業員は、自己監査(CSR 自己点検チェックリスト)を定期的(1回/年)に実施する。

6. CSR 管理運用体制

- (1) 倫理・コンプライアンスの関連事項は、ヤマウチグループの CSR 管理運用体制(別紙2)で行う。
- (2) CSR 管理運用体制は、ヤマウチ株式会社の取締役が参画する「CSR 会議」、企画・運営を担当する「CSR 推進委員会」とヤマウチグループ会社・国内工場に設置する「CSR 委員会」で構成する。
- (3) 「CSR 会議」は、ヤマウチグループの CSR の意思決定をする最高機関である。
- (4) 「CSR 推進委員会」は、CSR の企画・運営を行うとともに、ヤマウチグループの CSR 活動を支援する。

7. 意思決定

- (1)ヤマウチグループの CSR の意思決定、は、「CSR 会議」が行う。
- (2)「CSR 推進委員会」は、「CSR 会議」で審議、意思決定する CSR 憲章、行動規範、規程類、行動計画などの重要案件の文書・記録を「CSR 会議」に報告する。

文書番号	改番	規程・要領	Page 2/6
CSR-A-001	—	倫理・コンプライアンス規程	

(3) ヤマウチグループの「CSR委員会」は、該当組織に関するCSR活動を策定し、決定し、実施する。

8. 分掌・職制

- (1) ヤマウチ株式会社の「CSR会議」の議長は、ヤマウチグループに共通する倫理・コンプライアンスの基本方針および制度の導入を統括する。
- (2) ヤマウチグループの拠点長は、当該組織における倫理・コンプライアンスの方針展開、計画管理、制度導入、教育、評価、日常管理及び、機器管理を掌握し、その実施と結果に対しての責任を負う。
- (3) 本社の管理本部長は、倫理・コンプライアンスの推進に関する下記の事項を統括する。
 - ① 方針、計画及び体制(分掌・職制・職務権限を含む)案の策定
 - ② 関係規則、ガイドライン、マニュアル、教材、CSRチェックシートなどの策定
 - ③ 法令などの制定・改廃
 - ④ 不祥事(倫理・コンプライアンスに関する)の再発防止
 - ⑤ 情報の収集と共有化
 - ⑥ 外部専門家とのネットワーク構築
 - ⑦ 上記①～⑥の活動に関する予算と要員の策定および管理
- (4) ヤマウチグループの拠点長は、当該組織において、つぎの役割を担当するCSR推進責任者を任命する。
 - ① 倫理・コンプライアンス委員会の事務局
 - ② 教育・研修の計画、実施およびフォロー
 - ③ 日常の倫理・コンプライアンスの対応及びフォロー
 - ④ 自己監査(自己チェックシート)の計画、実施及びフォロー
- (5) CSR推進責任者は、対象組織において、「ヤマウチグループの行動規範」に該当する事項に対する違反が発見されたとき、違反する恐れがあると判断したときは、直ちに、対象組織の長に報告し、指示に従う。
- (6) ヤマウチグループの拠点長は、「ヤマウチグループの行動規範」に該当する事項に対する、重大な違反が発見されたときは、直ちに、対象組織の担当取締役と本社の管理本部長に報告し、その指示に従う。

9. 重点管理方針・活動計画

- (1) 本社の管理本部長は、定期的(1回/年)に、ヤマウチグループの行動規範と全体のリスク評価にもとづき、ヤマウチグループの拠点長に、ヤマウチグループの倫理・コンプライアンスの重点管理方針を提示する。
- (2) 対象組織の長は、ヤマウチグループの重点管理方針と組織のリスク評価にもとづき、重点管理項目、目標ならびに、活動計画を定期的(1回/年)に作成し、実施する。
- (3) 対象組織の長は、倫理・コンプライアンスの重点管理項目ならびに活動実績と活動計画を管理本部長に報告する。

10. ガイドライン

- (1) ヤマウチグループは、事業活動において順守すべき項目を「ヤマウチグループの行動規範」に定め、倫理・コンプライアンスのガイドラインにする。
- (2) 対象組織の長は、「ヤマウチグループの行動規範」に自己の組織の事情を加味して、ガイドラインを運用することができる。但し、ガイドラインの範囲の縮小と水準を低下してはいけない。
- (3) 「ヤマウチグループの行動規範」の作成、改廃は、CSR推進委員会が行い、「CSR会議」が承認する。

文書番号	改番	規程・要領	Page 3/6
CSR-A-001	—	倫理・コンプライアンス規程	

11. 教育・研修

- (1)「CSR 推進委員会」は、ヤマウチグループの役員及び一定職位以上にある従業員を対象とした法令基礎教育を作成する。
- (2)ヤマウチグループの長は、所属する役員及び従業員に、必要と判断した時、前項の法令基礎教育を受講させなければならない。

12. 法令情報の収集・共有

- (1)「CSR 推進委員会」は、法令などの制定・改廃の動向の把握に努め、ヤマウチグループに必要な情報を提供しなければならない。
- (2)ヤマウチグループの CSR 推進責任者は、他の組織にも有用と思われる CSR 情報を取得したときは、「CSR 推進委員会」の事務局に報告し、CSR 情報の共有に努める。

13. 内部通報

- (1)ヤマウチグループは、独自に内部通報の仕組みを設けた上で、所属の従業員及び管理下の派遣社員、ならびに関係の協力会社の従業員に対し、職場や業務で重大な倫理・コンプライアンス違反の事実や危険を知り、かつ職制を通じた自立的な解決が難しいときは、対象組織の長、CSR 推進責任者、に通達する。
- (2)対象組織の長は、その通達行為に対して、通達者に不利益を課さないことを保証すること。
- (3)対象組織の長は、「ヤマウチグループの行動規範」の違反に該当する事項と思われるときは、管理本部長に報告し、適切な処置を講じなければならない。
- (4)管理本部長は、上記(3)事項を対象組織の担当取締役へ報告する。
- (5)ヤマウチグループの拠点長は、所定の様式に(CSR 事故報告シート)従って、通達内容および調査結果の記録を作成し、すべての処置の完了後、対象組織の担当取締役と管理本部長に提出する。
- (6)対象組織の長は、別段の事情がある場合を除き、是正処置を取ったときはその旨を、通報内容に該当する事実がないときはその旨を、通報者に対して、遅滞無く通知すること。
- (7)対象組織の長は、所属の役員及び従業員に対し、所属の従業員もしくは、管理下の派遣社員、又は関係の協力会社の従業員が正当な公益通報をおこなったことを理由として、不利益な取り扱いをしてはならないことを周知徹底しなければならない。

14. 倫理・コンプライアンスのリスク評価と対策

- (1)「CSR 推進委員会」は、倫理・コンプライアンス違反(賄賂、過度な贈答、ゆすり、横領などを含む腐敗も含む)が発生するおそれが高い組織、業務を特定する。
- (2)倫理、コンプライアンス違反が発生するおそれがある組織、業務に従事する役員及び従業員は、定期的(1回/年)自己点検チェックリストと合わせ、「CSR 推進委員会」の CSR 監査を定期的(1回/年)実施する。
- (3)CSR 推進委員会は、CSR 監査の結果を踏まえ、対象組織のリスク評価と対策を実施する。
- (4)CSR 委員会は、リスクの高い組織、業務に従事する役員及び従業員に対して、必要と判断した時、該当する法令基礎教育を実施する。

15. 有事体制

- (1)ヤマウチグループの拠点長は、倫理・コンプライアンスに関する重大な違反が生じたとき、または違反行為の嫌疑で取り締まり、当局による調査や捜査を受けたときは、対象組織の担当取締役(担当常務)と管理本部長に、発生事実を報告する。
- (2)倫理・コンプライアンスの有事の対応は、CSR 管理運用体制で行い、正確な事実の把握、適時の情報開示、責任の明確化を基本にして対応する。

文書番号	改番	規程・要領	Page 4/6
CSR-A-001	—	倫理・コンプライアンス規程	

(3)上記の緊急事態以外の事項は、各対象組織に適応される「就業規則」の定めるところに従う。

16. 監査

- (1)ヤマウチグループの拠点長は、対象組織の役員及び従業員に対して、定期的(1回/年)に、「ヤマウチグループの行動規範」の遵守状況を自己監査(CSR自己点検チェックシート)しなければならない。
- (2)「CSR推進委員会」は、前項の自己監査を支援するとともに、リスクのおそれがある組織、業務に対しては、必要な時、自己監査を指示することができる。
- (3)対象組織の長は、「CSR自己点検チェックシート」を確認して、本社の管理本部長に提出する。CSR推進委員会は、その結果を評価、集計する。
- (4)CSR推進委員会は、「CSR自己点検チェックシートの結果表」を10年間保管しなければならない。
- (5)本社の管理本部長は、定期的(1回/2年)に、対象組織における倫理・コンプライアンス管理がヤマウチグループの「CSR憲章」及び「行動規範」に従って適切に実施されているかどうか、内部統制が問題なく実施されているかを、内部監査しなければならない。

17. 違反者に対する懲戒

- (1)倫理・コンプライアンス違反が、「就業規則」に定める懲戒理由に該当するときは、「懲戒規程」にもとづき懲戒する。
- (2)対象組織の長は、前項の処置のほか、再発防止策が必要な場合は、「CSR推進委員会」の協力を得て、適切な是正処置を講じ、継続的な監視をしなければならない。
- (3)ヤマウチ株式会社の長は、「CSR会議」の意見を踏まえて、特に悪質な刑罰法違反の行為を当局に刑事告発する。
- (4)上記以外の事項は、対象組織に適用される「就業規則」および、「懲戒規程」に定めるところに従う。

18. 取引先への倫理・コンプライアンス活動

- (1)取引先の倫理・コンプライアンス活動は、取引先を管理しているヤマウチグループの拠点長が、対象組織内の倫理・コンプライアンスのリスクが高い重点取引先を選定する。
- (2)対象組織の長は、特定した取引先に対して、「取引先のCSR自己点検チェックリスト」による自己監査を行う。
- (3)対象組織の長は、「CSR自己点検チェックリスト」の結果を評価し、対策を実施する。

19. 記録・文書

- (1)CSR推進委員会は、倫理・コンプライアンスに関する記録・文書の作成、改廃、保管場所、保管期間などの手順を必要に応じて定める。
- (2)対象組織のCSR推進責任者は、対象組織の「文書管理規定」、「記録管理規定」にもとづき、倫理・コンプライアンスに関する記録・文書を管理保管する。
- (3)CSR関連の記録の保管期間は、10年間とする。

付 則

1. この規程は、2008年5月2日から施行する。
2. この規程の改廃は、「CSR推進委員会」が起案し、「CSR会議」議長が承認する。
3. この規程の解釈および運用について疑義が生じた時は、管理本部長がその取り扱いを決定する。

文書番号	改番	規程・要領	Page 5/6
CSR-A-001	—	倫理・コンプライアンス規程	

別紙1

倫理・コンプライアンス活動の対象とする法令分野

1. 人権： 差別、プライバシーなど
2. 人事・労務： 採用、転勤、配置転換、出向、転籍、退職、解雇、賃金、労働条件、安全衛生、労働災害、男女共同参画、身障害者労働、パート労働、派遣労働、外国人労働、労働組合、セクハラ、パワハラ、モラハラなど
3. 環境： 基本整備、地球温暖化防止、エネルギー、資源、廃棄物、リサイクル、化学物質、大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭、自然/職場環境など
4. 公正取引： 独占、カルテル、公正競争、表示、景品、下請、消費者、政府調達など
5. 知的財産： 特許、実用新案、商標、著作権、営業秘密、政府調達など
6. 情報管理： インサイダー取引、個人情報保護、システムセキュリティなど
7. 交通・車両： 道路交通、車両保管など
8. 刑法犯罪： 刑法、特別刑法など
9. 設備： 危険物、防災、施設など
10. 材料安全・製品安全： 工業規格、化審法、PRTR法、RoHS/REACH規制など
11. 商事： 商法手続、証券取引規制、社債発行、商業登記など
12. 輸出入： 貿易手続、関税、輸出規制、外為など
13. 税法： 法人税、所得税、地方税、関税、消費税など
14. 入国管理： 入国許可、在留資格など
15. 許認可事業： 建設、人材派遣、警備、旅館、保険、通信、貨物運送、倉庫、郵便など
16. 政治・公務員： 政治資金、選挙、国内公務員賄賂、公務員倫理、外国公務員賄賂など

ヤマウチグループのCSR管理運用体制

